

小林市保育料一覧表

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化により新たに0円となった階層
ただし、軽減措置（ひとり親等＝ひとり親、障がい児・者のいる世帯、多子軽減）除く

※幼稚園、認定こども園（教育）の利用に係る保育料

小林市の階層区分			小林市の基準	国の階層区分		国の基準
			1号認定			1号認定
区分	定義		教育標準時間	区分	定義	教育標準時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	第1子	0	第1	生活保護世帯	0
		第2子				
B01	市町村民税非課税世帯 (ひとり親等の世帯) (上記以外の世帯)	第1子	0	第2	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む） 上記以外の世帯	3,000
		第2子				
B02	市町村民税所得割非課税世帯 (ひとり親等の世帯) (上記以外の世帯)	第1子	3,000	第2	市町村民税所得割非課税世帯（所得割非課税世帯を含む） 上記以外の世帯	3,000
		第2子				
C01	市町村民税所得割課税額48,599円以下 (ひとり親等の世帯) (上記以外の世帯)	第1子	2,500	第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満 ひとり親等の世帯	3,000
		第2子				
C02	48,600円以上77,100円未満 (ひとり親等の世帯) (上記以外の世帯)	第1子	6,000	第4	市町村民税所得割課税額77,101円以上144,100円未満 ひとり親等の世帯	20,500
		第2子				
D01	77,101円以上144,100円未満 (ひとり親等の世帯) (上記以外の世帯)	第1子	13,000	第5	市町村民税所得割課税額144,101円以上211,200円未満 ひとり親等の世帯	10,250
		第2子				
D02	144,101円以上211,200円未満 (ひとり親等の世帯) (上記以外の世帯)	第1子	15,000	第6	市町村民税所得割課税額211,201円以上301,000円未満 ひとり親等の世帯	25,700
		第2子				
E01	211,201円以上301,000円未満 (ひとり親等の世帯) (上記以外の世帯)	第1子	17,000	第7	市町村民税所得割課税額301,001円以上397,000円未満 ひとり親等の世帯	31,850
		第2子				
E02	301,000円以上 (ひとり親等の世帯) (上記以外の世帯)	第1子	20,000	第8	市町村民税所得割課税額397,001円以上497,000円未満 ひとり親等の世帯	39,400
		第2子				

・兄弟が幼稚園年少から小学校3年生までの場合、最年長の児童から順に2人目の児童を第2子（保育料半額）、3人目以降の児童を第3子（保育料無料）とします。ただし、兄弟が生計を一にしている場合、B01、B02階層の世帯は最年長（年齢制限なし）から順に2人目以降を第2子（保育料半額）とし、C01、C02階層の世帯は、最年長（年齢制限なし）から順に2人目を第2子（保育料半額）、3人目以降を第3子（保育料無料）とします。また、兄弟が生計を一にしているひとり親等の世帯の場合、B01からC02階層の世帯は、最年長（年齢制限なし）から順に2人目以降を第2子（保育料無料）とします。

・上記保育料以外に給食費やバス代等の実費負担があります。実費負担分については、各幼稚園・認定こども園に確認してください。

※共通事項

- ・4月から8月までは世帯の前年度の市町村民税額、9月から翌年の3月までは当年度の市町村民税額に基づいて保育料を計算します。
- ・ひとり親等の世帯には、母子世帯、父子世帯、障がい者世帯等が含まれます。
- ・保育料は、在園している保育園、幼稚園、認定こども園に期限内に納付してください。
- ・月途中で在保育園・幼稚園・認定こども園を退園した場合でも、1ヶ月分を納付していただきます。
- ・各階層区分の課税額には、税額控除を除いた住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。
- ・国の基準額は国が定めている保育料ですが、保護者の負担軽減を図るために、小林市の基準を定めて、差額分を小林市が負担しています。
- ・赤字文字は平成29年度、青文字は平成30年度からの改正内容です。

※認可保育園、認定こども園（保育）の利用に係る保育料

小林市の階層区分			小林市の基準				国の階層区分		国の基準					
			2号認定：3歳以上		3号認定：3歳未満				2号認定：3歳以上		3号認定：3歳未満			
各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
区分	定義													
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	第1子	0	0	0	0	第1	生活保護世帯	0	0	0			
		第2子												
B	市町村民税非課税世帯	(ひとり親等の世帯)	第1子	0	0	0	第2	市町村民税非課税世帯	ひとり親等の世帯	0	0	0	0	
		(上記以外の世帯)	第1子	5,000	5,000	7,000			7,000	上記以外の世帯	6,000	6,000	9,000	9,000
C01	市町村民税所得割非課税世帯	(ひとり親等の世帯)	第1子	5,000	5,000	7,000	7,000	第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	ひとり親等の世帯	6,000	6,000	9,000	9,000
		(上記以外の世帯)	第1子	12,000	11,700	15,000	14,700			上記以外の世帯	0	0	0	0
C02	市町村民税所得割課税額48,600円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	5,000	5,000	7,000	7,000	第4	市町村民税所得割課税額77,101円未満	ひとり親等の世帯	16,500	16,300	19,500	19,300
		(上記以外の世帯)	第1子	15,000	14,700	18,000	17,600			上記以外の世帯	8,250	8,150	9,750	9,650
D1	48,600円以上57,700円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	5,000	5,000	7,000	7,000	第5	市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満	ひとり親等の世帯	27,000	26,600	30,000	29,600
		(上記以外の世帯)	第1子	18,000	17,600	22,000	21,500			上記以外の世帯	0	0	0	0
D01	57,700円以上61,600円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	18,000	17,600	22,000	21,500	第6	市町村民税所得割課税額97,000円以上121,900円未満	ひとり親等の世帯	41,500	40,900	44,500	43,900
		(上記以外の世帯)	第1子	28,000	27,400	34,000	33,200			上記以外の世帯	20,750	20,450	22,250	21,950
D02	61,600円以上74,600円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	24,000	23,500	27,000	26,400	第7	市町村民税所得割課税額121,900円以上151,700円未満	ひとり親等の世帯	44,000	43,400	48,000	47,200
		(上記以外の世帯)	第1子	30,000	29,400	36,000	35,200			上記以外の世帯	50,000	49,200	54,000	53,200
D03	74,600円以上77,101円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	31,000	30,300	37,000	36,200	第8	市町村民税所得割課税額151,700円以上169,000円未満	ひとり親等の世帯	51,000	50,200	55,000	54,200
		(上記以外の世帯)	第1子	35,000	34,700	40,000	39,700			上記以外の世帯	58,000	57,100	61,000	60,100
D04	77,101円以上97,000円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	32,000	31,300	39,000	38,200	第9	市町村民税所得割課税額169,000円以上205,800円未満	ひとり親等の世帯	52,000	51,200	56,000	55,200
		(上記以外の世帯)	第1子	35,000	34,700	40,000	39,700			上記以外の世帯	58,000	57,100	61,000	60,100
E01	97,000円以上121,900円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	32,000	31,300	39,000	38,200	第10	市町村民税所得割課税額205,800円以上253,600円未満	ひとり親等の世帯	52,000	51,200	56,000	55,200
		(上記以外の世帯)	第1子	35,000	34,700	40,000	39,700			上記以外の世帯	58,000	57,100	61,000	60,100
E02	121,900円以上151,700円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	32,000	31,300	39,000	38,200	第11	市町村民税所得割課税額253,600円以上301,000円未満	ひとり親等の世帯	52,000	51,200	56,000	55,200
		(上記以外の世帯)	第1子	35,000	34,700	40,000	39,700			上記以外の世帯	58,000	57,100	61,000	60,100
E03	151,700円以上169,000円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	32,000	31,300	39,000	38,200	第12	市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満	ひとり親等の世帯	52,000	51,200	56,000	55,200
		(上記以外の世帯)	第1子	35,000	34,700	40,000	39,700			上記以外の世帯	58,000	57,100	61,000	60,100
F01	169,000円以上205,800円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	32,000	31,300	39,000	38,200	第13	市町村民税所得割課税額397,000円以上493,000円未満	ひとり親等の世帯	52,000	51,200	56,000	55,200
		(上記以外の世帯)	第1子	35,000	34,700	40,000	39,700			上記以外の世帯	58,000	57,100	61,000	60,100
F02	205,800円以上253,600円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	32,000	31,300	39,000	38,200	第14	市町村民税所得割課税額493,000円以上589,000円未満	ひとり親等の世帯	52,000	51,200	56,000	55,200
		(上記以外の世帯)	第1子	35,000	34,700	40,000	39,700			上記以外の世帯	58,000	57,100	61,000	60,100
F03	253,600円以上301,000円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	32,000	31,300	39,000	38,200	第15	市町村民税所得割課税額589,000円以上685,000円未満	ひとり親等の世帯	52,000	51,200	56,000	55,200
		(上記以外の世帯)	第1子	35,000	34,700	40,000	39,700			上記以外の世帯	58,000	57,100	61,000	60,100
G	301,000円以上397,000円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	32,000	31,300	39,000	38,200	第16	市町村民税所得割課税額685,000円以上781,000円未満	ひとり親等の世帯	52,000	51,200	56,000	55,200
		(上記以外の世帯)	第1子	35,000	34,700	40,000	39,700			上記以外の世帯	58,000	57,100	61,000	60,100
H	397,000円以上	(ひとり親等の世帯)	第1子	32,000	31,300	39,000	38,200	第17	市町村民税所得割課税額781,000円以上	ひとり親等の世帯	52,000	51,200	56,000	55,200
		(上記以外の世帯)	第1子	35,000	34,700	40,000	39,700			上記以外の世帯	58,000	57,100	61,000	60,100

・児童年齢は、4月1日現在となります。年度途中で3歳の誕生日を迎えても同年度内の年齢による保育料の変更はありません。

・兄弟が就学前で保育園・認定こども園・幼稚園等に入園している場合、最年長の児童から順に2人目の児童を第2子（保育料半額）、3人目以降の児童を第3子（保育料無料）とします。ただし、兄弟が生計を一にしている場合、B階層の世帯は最年長（年齢制限なし）から順に2人目以降を第2子（保育料無料）とし、C01階層からD1階層までは最年長（年齢制限なし）から順に2人目を第2子（保育料半額）、3人目以降を第3子（保育料無料）とします。また、兄弟が生計を一にしているひとり親等の世帯の場合、D03階層までの世帯は、最年長（年齢制限なし）から順に2人目以降を第2子（保育料無料）とします。

・上記保育料以外に、絵本代等の実費負担があります。実費負担分については、保育園・認定こども園に確認してください。